

請願第 7 号		受理年月日	令和 8 年 4 月 3 0 日
付託委員会		都市ブランド教育委員会	
件名	学校給食における「結果としての宗教配慮」の妥当性と憲法的判断プロセスの解明に関する請願について		
要 旨			
北九州市の学校給食において、アフガニスタン出身保護者による宗教的禁忌を背景とした給食に対する陳情以降、献立変更等の対応が行われ、教育委員会が「結果として宗教配慮となる形になった」と説明する事態に至っている。 本来、学校給食は公金によって運営される公教育の一環であり、その運営方針は日本国憲法第 20 条及び第 12 条・13 条との整合性が厳格に保たなければならない。しかし、当該陳情をめぐる議会での議論を見ても、特定の宗教的要望に対し、憲法上の制約や公共の福祉の観点から「どこまでが許容され、どこからが行き過ぎた配慮となるのか」という憲法的前提の確認や話し合いがなされた形跡を見つけることはできなかった。 教育委員会も武内市長も「ムスリムに特化した事実はなく、アレルギー対応と同様の工夫である」と説明しているが、健康上の理由である「アレルギー対応」と、信教の自由に基づく「宗教的配慮」を同列に扱う判断が、どの段階で、どのような法的根拠に基づきなされたのか、市民には説明がなされていない。 また、当該陳情に関して、給食費を返還のうえ弁当持参とするなど代替案を検討したかどうか不明になっている。 私は法治国家における行政の透明性を求める一国民として、公教育が特定の宗教的配慮によって、子供たちに対し、法による判断ではなく、「多数が少数に合わせる構図」を押し付ける結果となっていないか、そのようなことが今後も継続されるのではないかと懸念を抱いている。よって、本市議会において以下の事項を請願する。 1 アフガニスタン出身保護者の当該陳情以降、教育委員会が「できる配慮」として現に行っている献立変更等の運用について、それが実質的な宗教的配慮に該当しないか、また憲法第 20 条及び第 12 条・第 13			

(続 く)

条との整合性をどの段階で、誰が、どのような基準で確認したのか明らかではない。令和7年9月24日付北九州市教育委員会発出文書「給食提供に関するSNS上の情報についての教育委員会の見解について」によると、議員から、「全ての子供たちが楽しく給食を食べられるよう、できる配慮をしていただきたい」「ムスリムの子供たちに少しでも寄り添った対応をしていただきたい」などの意見が出されたことを受け、学校現場の栄養士たちが、決められた予算、必要な栄養価、栄養バランスなど既定の範囲内で、献立を工夫することにより（略）」とある。先述の発出文書において「教育委員会がムスリムの子供たちに特化した給食の提供を決定したという事実はありません」とするのであれば、議会での議決等の正当な手続を経ずに教育委員会で運用を開始した経緯を、当時の検討状況に基づき、文書がない場合においても、可能な限り議会の場で口頭で明らかにしていただきたい。

- 2 教育委員会が「アレルギー対応」と「宗教的配慮」を同列に扱い、結果として特定の宗教的禁忌（豚肉・ポークエキス）を排除した献立を常態化させることが、憲法第20条の禁じる「特定の宗教への援助」に該当しないとする具体的な法的根拠を明示していただきたい。
- 3 教育委員会は、当該陳情の検討過程において、給食費を受け取らず全て弁当持参とする等の「代替的対応」を選択肢として検討したのか。その有無と経緯を明らかにしていただきたい。
- 4 教育委員会は今後の給食運営において、宗教に関わる配慮を行う際の透明性を確保するため、憲法に抵触する可能性を整理し、その検討過程を市民に公開するためにも「学校給食における宗教的中立性維持に関する指針」を、議会上での議論を経て策定していただきたい。